

## 法人制度改革と山岳会の対応

公益法人制度改革に日本山岳会はどう対応すべきか——。12月の新法実施を前にJACの将来展望を探りながらの論議、問題点の整理などの作業が活発に行なわれている。執行部の取り組みの現状を報告してもらおうとともに、会員から寄せられた二つの意見を紹介する。

### 新制度施行に向けた執行部の取り組み

宮崎紘一

お二人の会員から、それぞれ問題の捉え方の異なる、真摯なご意見をいただいた。ひとつは、山岳会設立の基本理念からいって「公益」に縛られない一般社団法人化が望ましいという趣旨に要約できよう。一方は、これを機に、より広範なネイチャークラブへの転進を図るべきだという提言である。ほかにもいろいろのご意見がある

う。耳を傾け、会員にとつて最善かつ実現可能な道を探りたいと思う。4月2日に開かれた公益法人化プロジェクトチームの会議でも侃侃諤諤の議論が出た。月例の理事会、常務理事会では昨年来、毎回のように新しい公益法人制度への対応を話し合っている。責任ある執行部として、周辺の状況を見極めながら対処していきたい。

「公益社団法人」「一般社団法人」のどちらを選ぶか。選択期間の猶予は今年12月1日の新法施行から5年間である。検討するための時間は十分ある。

簡単におさらいをしておきたい。

『山』1月号で宮下会長は今年の大きな課題として「公益社団法人推進」「首都圏ブロックの支部化」を掲げ、問題認識を示して会員諸氏のご理解、ご協力をお願いした。このなかで宮下会長は「新しい法人制度実施に伴ってわがJACは「公益社団法人」か「一般社団法人」の、どちらかを選ぶことになる。どちらにしても難問だらけだが、であれば、将来展望が開ける「公益社団法人化」への努力をしたい」と述べている。

『山』3月号、公益法人化プロジ

エクトチーム(佐野委員)の報告は、問題点についての解説と取り組みの現状を報告し、どちらを選ぶかに関係なく、手続きとしてまず、新法に適應するための定款変更を行なうことを伝えた。

先のプロジェクト会議では、この新法の不当性や不備について云々することは法律施行を待つばかりとなった現在では不毛であるとして、今後、新法にいかに対処するかに集中した。委員のひとり「一般」選択が多くの会員にとつてプラスだと強調した。

これより先、20年度事業計画が3月の通常総会に提案、承認された。「公益目的事業」を7項目に分けて明確化し、各委員会、支部が活動を展開する内容になっている。執行部としては、検討課題となつ



山岳会の資産のひとつ、上高地の山岳研究所

ている首都圏の支部細分化と、全会員がどこかの支部に所属する構想は、会員の参加機会および負担の平等化と支部の独立性の維持に欠かせないものとして、法人格問題と並行して取り組んでゆきたい。

この機会に、何人もの会員からお尋ねがあった「公益目的の支出」と当会の「資産」のことを説明しておきたい。

新法では(要旨)「一般社団法人の場合、その認可申請時の公益目的財産額に相当する金額の残額が零になるまで、公益目的事業に支出しなければならぬ」となっている。当会の「公益目的財産額」は、平成18年度決算のバランスシ

ート上ではルームや山研など約4億3000万円であるが、今後目いっぱい減価償却を行なっても、最終的に約2億5000万円程度が計上されると予想されている。

この2億5000万円を「公益」向けに支出しなければならず、仮にこれを年1000万円ずつ支出していくとすると25年を要し、もし計画未達であればその都度内閣府に変更届を出し、その後の支出計画を再提出しなければならぬとされている(事務量は膨大かつ複雑である)。

それ以前に、自分たちの山登り、クラブライフのために会費を払っていると考える会員にしてみれば、なぜ個人の会費を「公益」に支出しなければならぬのか疑問を持た

たれるだろう。そうした支出に各位のご賛同が得られるかどうか、大きな課題である。

一方、仮に公益社団法人を申請し認可されたとしても、毎年総支出額の50%以上、つまり年間の予算規模が7000万円の当会では3500万円以上を、毎年「公益目的事業」に振り当てなければならぬのである(この場合、「公益目的財産額」の2億5千万円は保全される)。

つまり、「法人」であり続けようとするれば、「公益社団法人」も「一般社団法人」も、厳しいことに変わりはない。財産を持っている当会ならではの悩みであり、視界がよくないなか、難路を歩き出すことを強いられた日本山岳会である。

## 存在意義重視で「一般法人」選択も

織方郁映

「山」会報3月号に掲載された佐野忠則氏(プロジェクトチーム)の「新法に合わせまず定款改定」を読んで不思議に思ったのは、「一般社団法人」になる場合のデメリットについての分析です。

「山」会報3月号に掲載された佐野忠則氏(プロジェクトチーム)の「新法に合わせまず定款改定」を読んで不思議に思ったのは、「一般社団法人」になる場合のデメリットについての分析です。

れない」があげられていることです。この問題は三番目の「JACCの現有財産の確保が困難になる」と直結すると知って驚きました。

つまり、一般法人を選べば、これまで会員一人ひとりの会費納金と資産蓄積の努力によって営々と築かれてきたルームや備品、上高地の山研などの現有財産が課税対象となり、仮にこれを一挙に払うことになればJACCは破産するということらしいのです。

新法によってJACCが破産したとしましょう。このことが世界の山岳界に知れわたれば、日本の役所はもとより、その理不尽な指導に易々として従ったJACC自体も笑いにされるでしょう。そうならないように、そもそも公益法人制度改革の精神は何であったのか、役所に糾していかなければならないと思います。

四番目に「森づくり」における公有地の借り受けが困難になるとあります。公有地の借り受けが困難になったら何が困るのでしょうか。借り受けなくてもやれる方法を考えるか、困るならやめればよいのです。困るのは日本山岳会ではないはず。

**意思決定の基盤**

では「公益社団法人」を選んだらどうなるか。税制では優遇されるが公益目的の支出(事業)が50%以上と義務づけられ、国から厳しい指導監督を受ける、とあります。自由でありたい登山家の集団としては受け入れがたいところです。

これまでの百年間、JACは同好会的、サロンのな雰囲気のみで成長し、日本の登山界をリードしてきたと思います。その一方で、広く一般を対象とした公益的(社会貢献的)な役割も果たしてきたと言えましょう。定款の「目的および事業」にそれはつきり謳っていますが、しかし、どちらかといえば副次的な感じで捉えられてきたのではないのでしょうか。

ボランティア活動が自然体でできるようであれば日本を代表する登山家の集団とはいえないだろう、との言い方もあるかもしれません。しかし、それがJACの今後の長期的活動目標になるのでしょうか。そうなったら、アルパインクラブの名を捨てて「日本の山を守る会」とでも改名して新発足すればよいと思います。

山を楽しむために入会した

大部分の人は、「公益」をしつこく言われたら退会すればよいのですから気楽なものです。残った人たちは大変です。その方々の公益法人であり続けようとの努力は長続きするでしょうか。JACの現状からして気力、パワー、年齢も心配です。

このように考えると、JACのあり様は法人の形態によるメリットとデメリットで判断するのでなく、今後のJACの存在意義は何か、会員はJACに何を期待して入会したのか、で判断すべきだ、との結論になります。

**税徴収法に懸念、慎重な対応を**

「公益認定のハードルは高い」とのことですが、役所にとって公益認定のハードルを高くする理由は何なのでしょう。税収を増やすだけが目的の可能性があるならば、一般法人からの税金徴収方針の論拠を徹底的に追及すべきでしょう。私の経験から言って、役所の通達には思い込みが強く非現実的なものが多く、後で不具合が見つかることも容易には改正されません。それでなくても、集めた税金の使い道の杜撰さは目を覆わんばかり

の今日、役所の指導に流されることなく慎重に対応し、言うべきことははっきりと言って、後悔の残らない道を選ぶべきだと思います。JACは補助金をもらって運営しているような法人とは違って、

役所のご機嫌をとる必要は全くないはず。最終的には、日本山岳会が「一般社団法人」であってほしいと私は考えています。  
(会員番号12748)

**「公益」志向で会員増図れ、いまが変革好機**

小林建夫

3月22日に開催された19年度第2回通常総会に出席した感想、入会後の印象と今後の会の志向する方向について以下述べたいと思います。

通常総会に初めて出席して驚いたのは、出席者が100名前後と極めて少ないことでした。日本山岳会が現在抱えている問題を勘案すれば会員の問題意識が低いと言

**新刊** 山の本から汲みとる日本の山の四季の魅力!

**山の本 歳時記**

大森久雄 著 / 四六判 / 2,100円

日本の山は季節の彩りが豊か。そうした豊かな山の世界を描く「山の本」からその一文を選びだし、著者の軽妙洒落な語り口と写真で、新しい山の姿を伝える。季節の山と山の本を「歳時記」で結んだ書。

**新刊** 「山とスキー用具の店」80年ものがたり完結!!

**好日山荘往来(下)**

大賀壽二 著 / 四六判 / 348頁 / 2,940円

日本山岳会の大先輩で、アウトドア業界の大先達である大賀さんが、西岡一雄氏から引継いで半世紀、東西岳人との交流、用具の発展などを語る。

● 好評発売中「好日山荘往来(上) 307頁 / 2,625円

〒606-8161京都市左京区一乗寺木ノ本町15

**ナカニシヤ出版**

http://www.nakanishiya.co.jp/

TEL. 075-723-0111  
FAX. 075-723-0095

[表示価格は税込]

わざるを得ません。100年を経過した組織の限界を示しているように感じました。もし日本山岳会が生き残りを真剣に考えるのであれば、会員数の漸減、参加意識の薄さを組織の弱体化と社会のニーズを反映していない証左と捉え、法人格の新しい制度実施が目前に迫っている今を、大手術のタイミングと考えるべきだと思います。

総会では、平成20年度の事業計画を、所管当局のアドバイス通りに「公益目的事業」と「会員のための事業」に分類したと説明がありました。「公益目的事業」の内容を一つずつ見ていくと、①かなりの事業が支部主導であり、本部の方針がはつきりしない。本部方針に基づく予算が組まれているのかどうか、②将来の会員となる若年層を引きつけるような活動(基盤拡大の活動)は明確なのか、③アジアでの日本の立場を勘案すると国際活動が不足していないか、④環境保全活動の日本山岳会のかにおける位置づけが不明確、などの点が気になります。将来ビジョンの不明確さの反映であると言わざるを得ません。

また、宮下会長から更なる支部

活動の活発化(首都圏の細分・支部化)の話がありました。会全体の志向する方向を明確にしないと支部活動はばらばら、従って会の活動の全国的効果は出てきません。まずまず会員は減少、高齢化して組織の弱体化が進み、公益法人どころの話ではなくなる恐れがあります。

#### 山岳会と自然保護

『山』を通して知るところでは、山岳会の行方について様ざまな議論があるようです。会存続の危機ともいえるいま、ではどうしたらいいのか。

私はこの機会に、会そのものを山登りの会から自然保護も柱に据えた組織に変革すべきであると考えます。国土の6割以上が山岳でありながら、荒廃する山林、農地放棄、CO<sub>2</sub>問題など、日本という国そのものが直面している問題は山積んでいます。自然を愛し、山登りを楽しむ人の集まりである日本山岳会は、それらを反映したビジョンを持たなければならぬと考えます。

大学山岳会のOBが中心になって育ててきた山岳会の足跡(アル

ピニズム)を否定するものではありません。しかし昨今、時代の流れが変わってきています。時代の流れを汲み取る柔軟さで、変革に立ち向かう時ではないでしょうか。会員数も単に上向きにするのではなく現在の2倍、3倍、近い将来は10万人を目指すというような、大きなビジョン変革を志向しなければ、と思います。

#### ネイチャークラブへの改組

『山』の昨年11月号に東海支部常任評議員の尾上昇さんが提言されていたように、山岳会はネイチャークラブに抜本改組する必要があるというのが私の主張です。

アルピニズムを志向する方々はネイチャークラブの山岳部門としてこれまでの路線の中で活動すればいいでしょう。一方で、公益法人の会員として、自然環境保護、森作りなど公益目的活動に従事する会員は、必ずしも登山が趣味である必要はないわけです。日本の自然を取り戻し、美しい日本を守ることに関心ある老若男女が入会できるビジョンを掲げ、強力な組織作りをしませんか。団塊の世代の退職が始まり、元気な老人がど

んどん増えています。問題意識を持つ若者だつてたくさんいます。

組織にはまず核になる母体が必要で、それを中心に様ざまな活動の増殖が始まります。そういう視点で考えると、これまでの当会の伝統、実績、名声は十分に核となり得るものです。PR活動を広げて様ざまな会との連携、融合、吸収などの活動を行ない、早期に会員数の大幅増を図るべきです。

留意すべきは、公益法人化が目的でなく日本山岳会変革が目的であり、結果として公益社団法人の認可が得られることを期待するという姿勢です。

私はロンドンに10年駐在して英国の長い歴史に裏づけられた様ざまな自然保護活動を見てきました。個人の認識レベルの問題はありますが、将来を見すえたシッカリしたビジョンを構築しないと組織の強化拡大は実現しません。公益法人制度の見直し、新法の実施こそ何十年に一度の与えられたチャンスです。これを活用しない手はありません。宮下会長のリーダーシップと執行部(理事会)の前向きな取り組みを、強く要望したいと思えます。(会員番号14321)